

第十一号議案

江戸川区環境みらい基金条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区環境みらい基金条例

（設置）

第一条 水とみどり豊かな環境を次代に引き継ぎ、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現するため、江戸川区環境みらい基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金に属する財産）

第二条 基金に属する財産は、前条の設置目的のための寄附金等をもって充てる。

（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（収益）

第四条 基金の運用から生じる収益は、第一条に定める設置目的の経費に充てるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条に定める設置目的のために必要な場合は、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第六条 この条例の施行に關し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

水とみどり豊かな環境を次代に引き継ぎ、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現するため、江戸川区環境みらい基金を設置し、その管理について定める必要があるので、本案を提出いたします。